

事 務 連 絡
令和 2 年 12 月 28 日

地方厚生(支)局
保険年金(企業年金)課 宛て

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課

国民年金基金規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第211号)の施行に伴う「確定給付企業年金規約例」の一部改正について

本日、国民年金基金規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第211号)が公布され、同日に施行されることとなったところである。

これに伴い、「確定給付企業年金規約例」を別添のとおり改正することとしたので、貴管下の確定給付企業年金の実施事業所の事業主及び基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

確定給付企業年金規約例
新旧対照表

網掛部分が改正箇所

新				旧			
確定給付企業年金規約例 第1～第4 (略)				確定給付企業年金規約例 第1～第4 (略)			
規約型確定給付企業年金規約例	企業年金基金規約例	趣旨	留意事項	規約型確定給付企業年金規約例	企業年金基金規約例	趣旨	留意事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第2章 加入者	第4章 加入者			第2章 加入者	第4章 加入者		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(代替例7) 一定の勤続期間を有する厚生年金保険の被保険者のみを加入者とするを原則としつつ、受換者となることができる者であって、受換者となることを希望するものについては、特例的に加入者とする場合	(代替例7) 一定の勤続期間を有する厚生年金保険の被保険者のみを加入者とするを原則としつつ、受換者となることができる者であって、受換者となることを希望するものについては、特例的に加入者とする場合			(代替例7) 一定の勤続期間を有する厚生年金保険の被保険者のみを加入者とするを原則としつつ、受換者となることができる者であって、受換者となることを希望するものについては、特例的に加入者とする場合	(代替例7) 一定の勤続期間を有する厚生年金保険の被保険者のみを加入者とするを原則としつつ、受換者となることができる者であって、受換者となることを希望するものについては、特例的に加入者とする場合		
第3条 本制度の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者(法第2条第3項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。)のうち、実施事業所	第39条 基金の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者(法第2条第3項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。)のうち、実施事業所		(略)	第3条 本制度の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者(法第2条第3項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。)のうち、実施事業所	第39条 基金の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者(法第2条第3項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。)のうち、実施事業所		(略)

<p>に使用されるに至った日(当該使用されるに至った日において厚生年金保険の被保険者でない場合にあつては、厚生年金保険の被保険者となった日)から起算して5年を経過した者及び受換者(第69条に規定する受換者をいう。以下この条及び次条において同じ。)となることができる者(連合会(第11条第7項に規定する連合会をいう。)からの積立金又は年金給付等積立金等(平成25年改正法附則第55条第1項に規定する年金給付等積立金等をいう。以下同じ。)の移換により受換者となることができる者を除く。次条において同じ。)であつて、受換者となることを希望するものとする。</p>	<p>に使用されるに至った日(当該使用されるに至った日において厚生年金保険の被保険者でない場合にあつては、厚生年金保険の被保険者となった日)から起算して5年を経過した者及び受換者(第105条に規定する受換者をいう。以下この条及び次条において同じ。)となることができる者(連合会(第47条第6項に規定する連合会をいう。)からの積立金又は年金給付等積立金等(平成25年改正法附則第55条第1項に規定する年金給付等積立金等をいう。以下同じ。)の移換により受換者となることができる者を除く。次条において同じ。)であつて、受換者となることを希望するものとする。</p>			<p>に使用されるに至った日(当該使用されるに至った日において厚生年金保険の被保険者でない場合にあつては、厚生年金保険の被保険者となった日)から起算して5年を経過した者及び受換者(第69条に規定する受換者をいう。以下この条及び次条において同じ。)となることができる者(連合会(第60条第1項に規定する連合会をいう。)からの積立金又は年金給付等積立金等(平成25年改正法附則第55条第1項に規定する年金給付等積立金等をいう。以下同じ。)の移換により受換者となることができる者を除く。次条において同じ。)であつて、受換者となることを希望するものとする。</p>	<p>に使用されるに至った日(当該使用されるに至った日において厚生年金保険の被保険者でない場合にあつては、厚生年金保険の被保険者となった日)から起算して5年を経過した者及び受換者(第105条に規定する受換者をいう。以下この条及び次条において同じ。)となることができる者(連合会(第96条第1項に規定する連合会をいう。)からの積立金又は年金給付等積立金等(平成25年改正法附則第55条第1項に規定する年金給付等積立金等をいう。以下同じ。)の移換により受換者となることができる者を除く。次条において同じ。)であつて、受換者となることを希望するものとする。</p>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第4章 給付	第6章 給付			第4章 給付	第6章 給付		
第1節 通則	第1節 通則			第1節 通則	第1節 通則		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>(裁定) 第11条 (略) 2～6 (略) 〔7 前3項の規定にかかわらず、<u>事業主</u>の委託を受けた企業年金連合会(法第91条の2第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。)が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の9の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けた場合であって、<u>事業主</u>により当該受給権者に係る生年月日の確認が行われたときは、<u>第4項</u>の請求書に基本添付書類を添付することを要しない。〕</p>	<p>(裁定) 第47条 (略) 2～5 (略) 〔6 前3項の規定にかかわらず、<u>基金</u>の委託を受けた企業年金連合会(法第91条の2第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。)が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の9の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けた場合であって、<u>基金</u>により当該受給権者に係る生年月日の確認が行われたときは、<u>第3項</u>の請求書に基本添付書類を添付することを要しない。〕</p>	<p>(略)</p>	<p>(略) ○ 規第11条第7項(基第47条第6項)は、基本添付書類を住基ネット情報で代替する場合の例であること。</p>	<p>(裁定) 第11条 (略) 2～6 (略) (新設)</p>	<p>(裁定) 第47条 (略) 2～5 (略) (新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略) (新設)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第8章 年金通算</p>	<p>第10章 年金通算</p>			<p>第8章 年金通算</p>	<p>第10章 年金通算</p>		
<p>第1節 脱退一時金相当額の移換</p>	<p>第1節 脱退一時金相当額の移換</p>		<p>(略)</p>	<p>第1節 脱退一時金相当額の移換</p>	<p>第1節 脱退一時金相当額の移換</p>		<p>(略)</p>
<p>(中途脱退者の選択) 〔第60条〕本制度の</p>	<p>(中途脱退者の選択) 〔第96条〕この基金</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(中途脱退者の選択) 〔第60条〕本制度の</p>	<p>(中途脱退者の選択) 〔第96条〕この基金</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>事業主は、中途脱退者（<u>本制度</u>の加入者の資格を喪失した者であって、<u>第26条</u>に該当するものをいう。以下同じ。）に対して、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給〔若しくは支給の繰下げ〕又は脱退一時金相当額の移換をする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>第64条</u>第1項の規定に基づき、速やかに、脱退一時金相当額を<u>連合会</u>へ移換することを申し出ること。</p> <p>三～五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>は、中途脱退者（<u>基金</u>の加入者の資格を喪失した者であって、<u>第62条</u>に該当するものをいう。以下同じ。）に対して、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給〔若しくは支給の繰下げ〕又は脱退一時金相当額の移換をする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>第100条</u>第1項の規定に基づき、速やかに、脱退一時金相当額を<u>連合会</u>へ移換することを申し出ること。</p> <p>三～五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>事業主は、中途脱退者（<u>本制度</u>の加入者の資格を喪失した者であって、<u>第26条</u>に該当するものをいう。以下同じ。）に対して、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給〔若しくは支給の繰下げ〕又は脱退一時金相当額の移換をする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>第64条</u>第1項の規定に基づき、速やかに、脱退一時金相当額を<u>企業年金連合会（法第91条の2第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）</u>へ移換することを申し出ること。</p> <p>三～五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>は、中途脱退者（<u>基金</u>の加入者の資格を喪失した者であって、<u>第62条</u>に該当するものをいう。以下同じ。）に対して、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給〔若しくは支給の繰下げ〕又は脱退一時金相当額の移換をする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>第100条</u>第1項の規定に基づき、速やかに、脱退一時金相当額を<u>企業年金連合会（法第91条の2第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）</u>へ移換することを申し出ること。</p> <p>三～五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p> <p>第10章 雑則</p>	<p>（略）</p> <p>第13章 雑則</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>第10章 雑則</p>	<p>（略）</p> <p>第13章 雑則</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(届出) 第91条 (略) 2 (略) 〔3 年金給付の受給権者は、毎年1回生存に関する届書を事業主に提出しなければならない。ただし、 <u>事業主</u> の委託を受けた連合会が住民基本台帳法第30条の9の規定により年金給付の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けた場合であって、 <u>事業主</u> により生存の事実が確認された者は、この限りでない。〕	(届出) 第128条 (略) 2 (略) 〔3 年金給付の受給権者は、毎年1回生存に関する届書を <u>この基金</u> に提出しなければならない。ただし、 <u>この基金</u> の委託を受けた連合会が住民基本台帳法第30条の9の規定により年金給付の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けた場合であって、 <u>この基金</u> により生存の事実が確認された者は、この限りでない。〕	(略)	(略)	(届出) 第91条 (略) 2 (略) 〔3 年金給付の受給権者は、毎年1回生存に関する届書を <u>事業主</u> に提出しなければならない。ただし、 <u>事業主</u> の委託を受けた連合会が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の9の規定により年金給付の受給権者に係る機構保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。)の提供を受けた場合であって、 <u>事業主</u> により生存の事実が確認された者は、この限りでない。〕	(届出) 第128条 (略) 2 (略) 〔3 年金給付の受給権者は、毎年1回生存に関する届書を <u>この基金</u> に提出しなければならない。〔ただし、 <u>この基金</u> の委託を受けた連合会が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の9の規定により年金給付の受給権者に係る機構保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。)の提供を受けた場合であって、 <u>この基金</u> により生存の事実が確認された者は、この限りでない。〕	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附 則	附 則			附 則	附 則		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(存続連合会) 第7条 第11条第7項に規定する連合会は、平成25年改正法附則第70条に規定する連合会の設立までの間、同法附則第3条第	(存続連合会) 第11条 第47条第6項に規定する連合会は、平成25年改正法附則第70条に規定する連合会の設立までの間、同法附則第3条			(存続連合会) 第7条 第60条に規定する連合会は、平成25年改正法附則第70条に規定する連合会の設立までの間、同法附則第3条第13号	(存続連合会) 第11条 第96条に規定する連合会は、平成25年改正法附則第70条に規定する連合会の設立までの間、同法附則第3条第13		

13号に規定する 存続連合会とする。	第13号に規定する 存続連合会とする。			に規定する存続連 合会とする。	号に規定する存続 連合会とする。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)